

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 常務理事の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条第4項の社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）常務理事（以下「常務」という。）の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 常務の報酬の額は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(報酬の支給方法)

第3条 常務の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の常務が辞任、解任または死亡によりその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(支給日)

第4条 報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、繰り上げ支給する。

(費用弁償)

第5条 常務が職務のため出張するときは、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程により支給する。

(災害補償)

第6条 職務上の事由による疾病又は死亡に対する補償は、労働者災害補償保険法及び労働基準法の定めるところによる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年度第 6 回評議員会一部改正）

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、定款変更認可日より施行する。（平成 2 9 年 7 月 1 4 日）